

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成30年9月4日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第85項を第86項とし、第63項から第84項までを1項ずつ繰り下げ、第62項の次に次のように加える。

63 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
---	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により、接道規制に係る特例認定制度が創設されたことに伴い、当該特例の認定に係る申請手数料について規定するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。